

委員のご意見を踏まえた検討事項の整理（案）

復元等された歴史的建造物は、国民が文化財の価値を享受することにつながるものである。

復元に当たって、史跡の遺構を破壊しないということは前提。

1. 「復元」等の在り方（「復元」等についての基本的な考え方）

史跡の価値や歴史事実を伝えていくため、復元は史跡全体を視野に入れて丁寧に考えなければならない

国際的には、「修復の目的は、（中略）オリジナルな材料と確実な資料に基づく」必要があり、「推測による修復を行ってはならない」（ベニス憲章第9条）等としながらも、各国では復元はやむをえない場合もあるという運用。

我が国でも、国際憲章等に示された考え方を尊重しつつ、発掘調査の成果や信頼性のある史資料等を根拠とし、多角的で十分な分析及び検討を踏まえて復元を実施（「史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準」（以下、復元基準という。）参照）。

上述の考え方に沿っている復元基準にいう「復元」は維持することとして差し支えないか

2. 現存しない歴史的建造物の史跡における整備（再現）について（整備の目的）

「史跡における復元建物は...（中略）...その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものである。」（文化審議会第一次答申）

地域振興や観光振興も視野に入れた地方公共団体等からの天守等の復元等に向けた要望があるものの、史資料等の残存状況は個々の案件ごとに違う。

現存しない歴史的建造物の整備について、史跡を正確に理解するための価値に加え、どのような意義が付与されてきたか明らかにすべきである。

史跡等における歴史的建造物の復元に関する基準（3. その他）に、外観を復元しつつ、屋内の利活用の観点から内部の意匠・構造を変更して、建築物その他の工作物を遺跡の直上に再現する「復元的整備」について規定。

現存しない歴史的建造物の整備の意義

復元基準にいう「復元」に合致しない、現存しない歴史的建造物の整備（史料等が不十分である場合の、現存しない歴史的建造物の整備の在り方、「復元的整備」について、これまで行ってきた整備に加え、類似の建造物などを参考に整備することはどこまで許容され得るのかを含む。）

3. 整備（再現）された歴史的建造物について

史跡等において再現された歴史的建造物は文化財保護法上直ちに文化財として扱われるわけではなく、史跡等の価値を伝えるための手段（プレゼンテーション）としての複製品（レプリカ）と捉えられる。

（なお、一定年数が経過した後の時代において、当該建造物が文化財として評価されることはあり得るものの、後の時代にどのように評価されるのかを現時点で判断することは困難。）

史実に忠実に復元された建物をどのように捉えるか、どの程度史実に忠実であるか（これによりどの程度史跡等の理解に資するか）に応じて、再現された歴史的建造物に何らかの価値を持たせ得るか

「復元」ではないものをどのように明示し、正しい価値の理解につなげるか
復元等した建造物について、どのように維持させていくのか

「史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループの設置について」の2. 検討事項の(2)
「鉄筋コンクリート造天守の老朽化への対応に関する事項」については、(1)「天守復元の在り方に関する事項」と並行して情報を整理し、復元・整備目的とその価値を明らかにしたうえで検討することとしたい。(3)については随時検討していきたい)